

事故が発生したときは・・・

～すみやかに関係連絡先へ報告して下さい～

めっき業における危機管理体制

電気めっき業においては、生産工程の多様化・複雑化が進展するとともに、新たな機械設備・化学物質が導入されていること等により、様々な災害の原因が多様化し、その把握が困難になってきています。その一方で、今までのような一部の地域で発生した事業所や工場事故などは、情報伝達の多様化によって日本全国にもおよび、また、様々なソーシャルネットワークでも取り上げられるようになり、こうした事故報告などの情報開示等の対策も求められようとしています。

そこで、従来のように労働安全衛生関係法等に規定されている危害防止規定等を遵守するだけでなく、事故発生後は、速やかに所管行政等の報告のみならず、所属工業組合等の連絡を行うなど新たな対応が必要となり、同時に工業組合事務担当者にも危機管理の意識を共有化する必要も生じています。

今後、全国鍍金工業組合連合会としては事業所の規模を問わず、全事業所に対し事故防止に向けた確実な整備を推進するとともに、事故時の対応など電気めっき業界全体の危機管理体制のあり方について、徹底して参りたいと考えております。

事故・災害時における関係先への報告のお願い

産業事故、地震・台風等による自然災害は、社会・経済に与える影響も大きく、迅速かつ適切な対応が求められます。このためには、被災状況を早急に把握する緊急連絡体制の構築と早期の状況認識が大変重要です。

「社会的影響が大きいと認められる事故・災害」は以下の項目に該当します。事故が発生した場合は、速やかに連絡体制の整備と様式に基づき、関係連絡先、とりわけ**所属工業組合へ必ず**状況の報告をお願い致します。



- 死亡者、重体・重傷者が発生した場合。
- 生産活動に甚大な影響があった場合。
- 近隣住民の避難、或いは避難勧告があった場合（火災、有毒ガス漏れ等）。
- 発生事故に関して報道機関、所轄官公庁に連絡（報告、届出）が行われた場合。
- （自然災害）以下の自然災害（避難勧告含む）。
- 「震度5弱」以上の地震。
- 台風・大雨による洪水、高潮などの自然災害。

事故報告のながれ

経済産業省（製造産業局非鉄金属課）

全国鍍金工業組合連合会

所属めっき工業組合



事故・災害状況報告書
分かる範囲で結構です。
速やかにご連絡下さい。

各めっき事業所

※その他、保健所・警察等への連絡が必要になります

- 事故・災害に係る報告は、工業組合を経由して、全鍍連までご連絡下さい。工業組合への連絡については、「事故・災害状況報告書」を記入の上、ご報告下さい。（「事故・災害状況報告書」は一緒に本文書とダウンロードされています）全鍍連では、頂いた情報を適宜、国（経産省）へ報告をしております。
- 日頃より「非常事態発生時の連絡体制」を把握・確認して下さい。また連絡体制がきちんと明文化されていない事業所につきましては、パッケージされている「非常事態発生時の連絡体制」を参考にされ、早急に体制を整備して下さい。